

宮崎県工業技術センター工業技術図書室運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、宮崎県工業技術センター工業技術図書室（以下「図書室」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 図書室の利用時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が必要と認めるときは、変更することができる。

(閲覧)

第3条 図書室資料を閲覧しようとする者は、閲覧簿に必要事項を記入するものとする。ただし、工業技術センター・食品開発センター職員及び客員研究員はこの限りではない。

(貸出)

第4条 図書室資料の貸出しを希望する者は、別記様式1に定める図書貸出申請書により貸出手続きを行うものとする。

- 2 図書室資料の貸出しを希望するものは、別記様式2に定める図書室利用者カード申請書により図書室利用者カード（以下「カード」という。）を申請することができる。カードの利用により前項の手続きは免除される。
- 3 貸出期間は2週間以内とし、同時に貸出しをする図書室資料の数は3冊以内とする。ただし、所長が必要と認めるときはこの限りではない。

(貸出の禁止)

第5条 次の図書室資料は、貸出しを禁止する。

- (1) 辞典、事典、便覧、目録、索引、年鑑、年表、研究報告書、JIS等の図書
- (2) 新聞、雑誌
- (3) 所長が指定する資料

2 前項の規定にかかわらず、所長が必要と認めるときは、当該資料について期間を定めて貸出すことができるものとする。

(貸出資料の返却)

第6条 図書室資料の貸出しを受けた者は、貸出期間の満了日までに返却しなければならない。

(損害賠償)

第7条 故意又は過失により図書室資料を紛失し、又は著しく損傷した者は、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

